

持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種の方が対象となりますので、本制度の活用をご検討ください。

【給付額】

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

【給付対象の主な要件】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
- ②2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
- ③法人の場合は、
(Ⅰ) 資本金の額または出資の総額が10億円未満、又は、
(Ⅱ) 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者。

※6月29日から「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」「2020年1～3月に開業した事業者」の申請受付を開始しました。

【申請サイト】「持続化給付金」の事務局HP

・8月31日までに申請の方

→ <https://www.jizokuka-kyufu.jp>

・9月1日以降に申請の方

→ <https://jizokuka-kyufu.go.jp/>



【申請要領・よくあるお問合せ等】

上記の事務局HPまたは、経済産業省HPよりご確認ください。
経済産業省HP(持続化給付金)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>



【お問合せ先】 持続化給付金事業 コールセンター

8月31日までに申請の方

直通番号：0120-115-570

IP電話専用回線：03-6831-0613

受付時間：8:30～19:00 (土曜祝日を除く日～金曜日)

9月1日以降に申請の方

直通番号：0120-279-292

IP電話専用回線：03-6832-6631